

個人投資家の証券投資に関する意識調査 (結果概要)

平成23年10月18日

日本証券業協会

《調査概要》

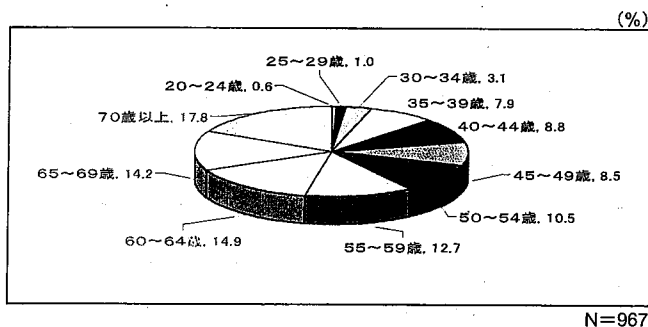
- ①調査地域: 日本全国
- ②調査対象: 20歳以上の証券保有者
- ③サンプル数: 2150(うち、回収967)
- ④調査方法: 郵送調査
- ⑤調査実施時期: 平成23年7月15日～8月3日

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1. 個人投資家の年齢層と年収



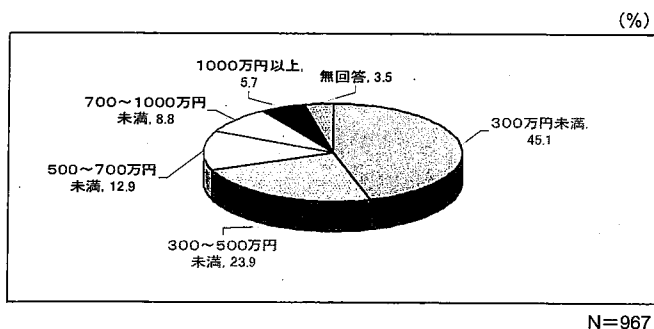
① 個人投資家(回答者)の年齢層



個人投資家(本調査の回答者)の約半数(46.9%)は60歳以上の高齢者。

※ 昨年の調査では、60歳以上の個人投資家の割合は46.5%

② 個人投資家の年収

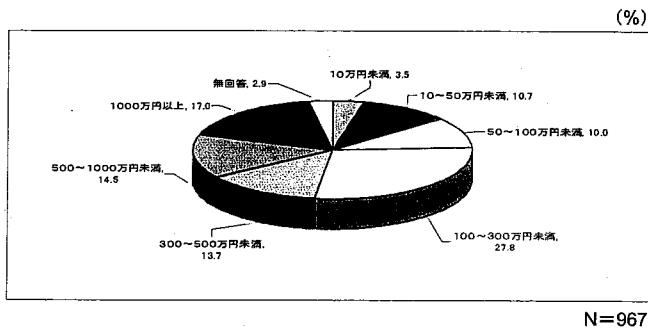


個人投資家の年収は、300万円未満が45.1%と最も高く、7割(69.0%)が年収500万円未満。

※ 昨年の調査では、年収が300万円未満の個人投資家は46%、500万円未満の投資家は70.7%

2. 個人投資家の証券、株式の保有額

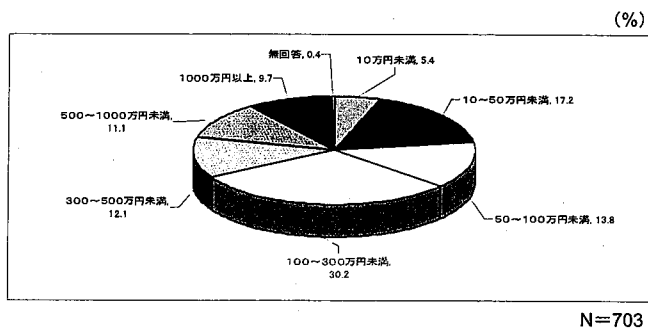
① 個人投資家の証券(株式、投資信託、公社債)保有額(時価)



個人投資家の証券保有額は、「100～300万円未満」が27.8%と最も高く、8割(80.2%)が保有額1,000万円未満。

※ 昨年の調査では、個人投資家の証券保有額は、「100～300万円未満」が27.5%と最も高く、保有額1,000万円未満は80.9%

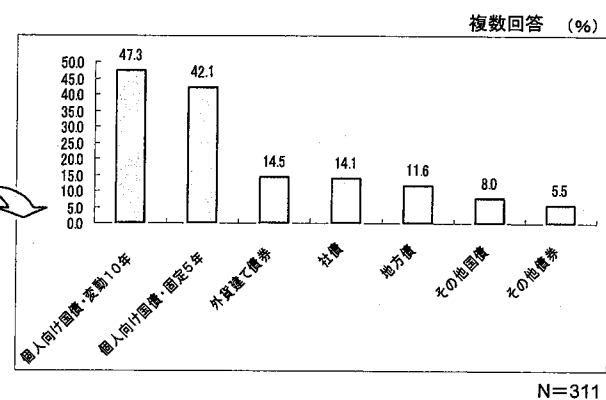
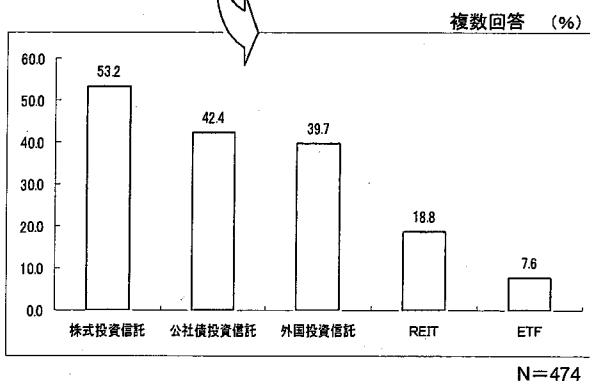
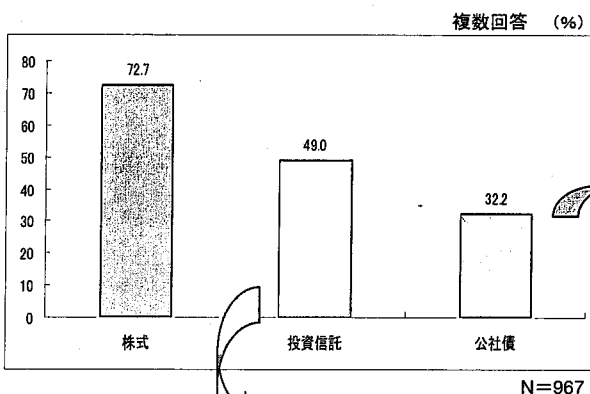
② 個人投資家の株式保有額(時価)



個人投資家の株式保有額は、「100～300万円未満」が30.2%と最も高く、約8割(78.7%)が保有額500万円未満

※ 昨年の調査では、個人投資家の株式保有額は、「100～300万円未満」が30.0%と最も高く、保有額500万円未満は80%。

3. 証券の保有状況

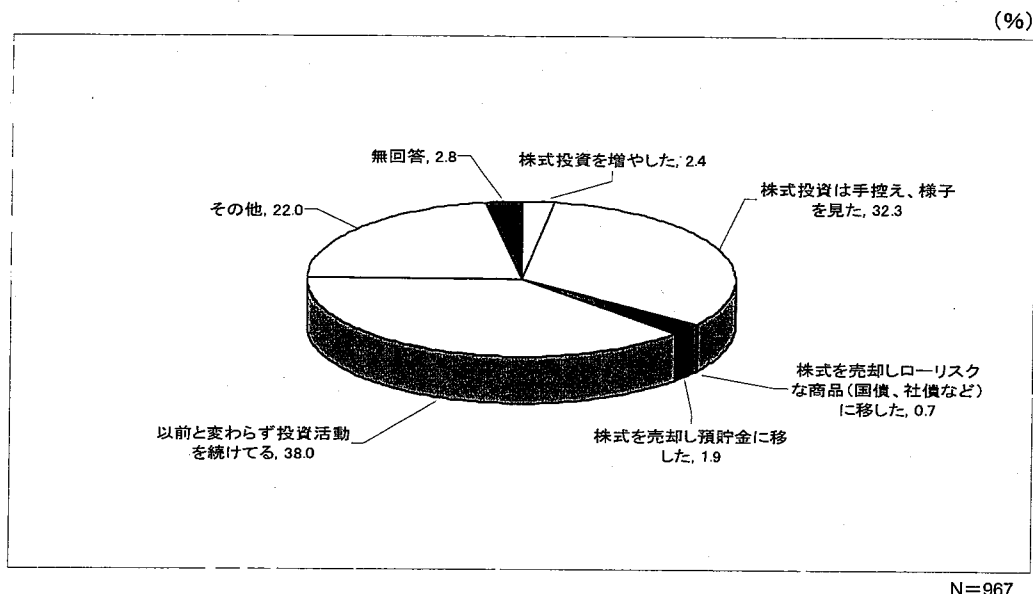


証券保有者の72.7%が株式を保有し、49.0%が投資信託を保有している。
投資信託では株式投資信託が約5割と最も保有率が高い。
また、証券保有者のうち32.2%が公社債を保有しており個人向け国債(変動10年、固定5年)の保有比率が高い。

【昨年調査】

株式・・・70.9% 投資信託・・・51.9% 公社債・・・33.7%

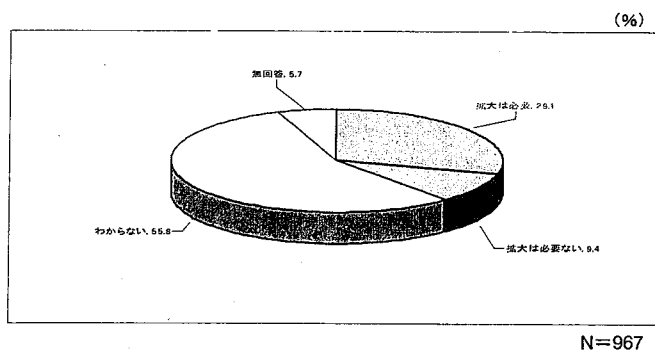
4. 東日本大震災が投資行動へ与えた影響



東日本大震災発生後、「以前と変わらず投資活動を続けている」個人投資家(38.0%)が最も多く、「株式投資は手控え、様子を見た」個人投資家(32.3%)が続く。

5. 金融所得課税の一体化について

○ 金融商品間の損益通算の範囲の拡大について

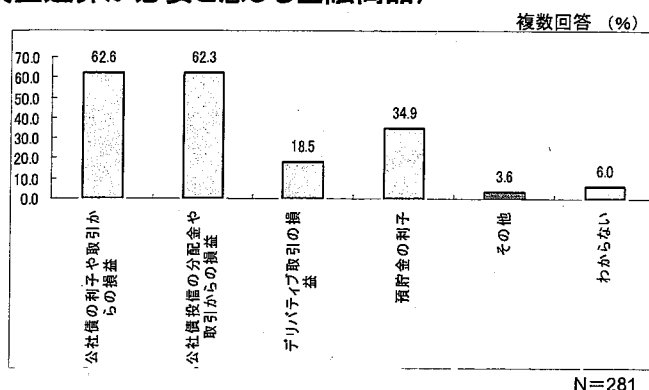


損益通算の範囲の拡大については、「わからない」の比率が高いものの「拡大は必要」(29.1%)が「拡大は必要ない」(9.4%)を上回る。

【昨年調査】

拡大は必要...33.7% わからない...47.1%
 拡大は必要ない...13.8%

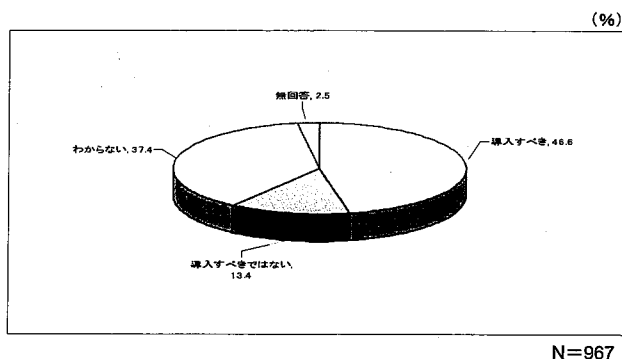
〈損益通算が必要と感じる金融商品〉



損益通算が必要と感じる金融商品については、「公社債の利子や取引からの損益」、「公社債投資信託の分配金や取引からの損益」が高い。

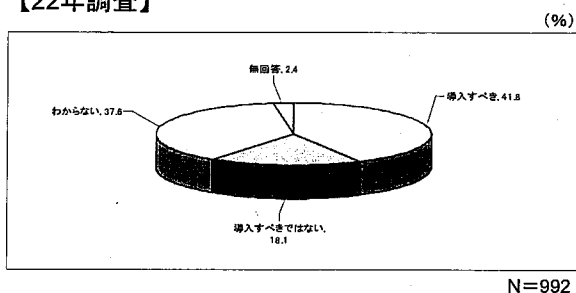
6. 番号制度に対する考え方①

○ 番号制度の導入について

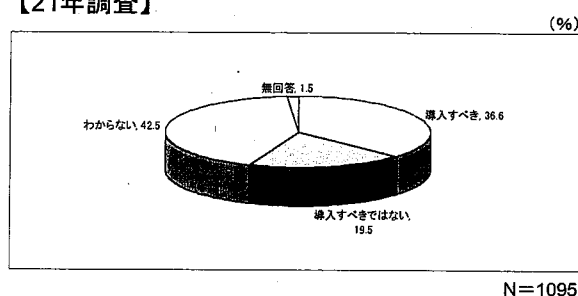


番号制度の導入については、「導入すべき」(46.6%)が「導入すべきでない」(13.4%)を大きく上回っている。

【22年調査】

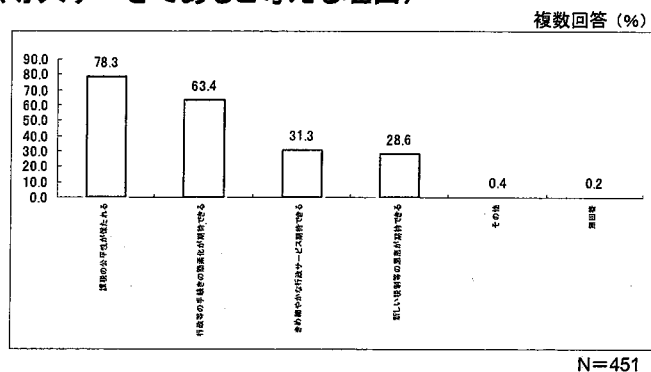


【21年調査】



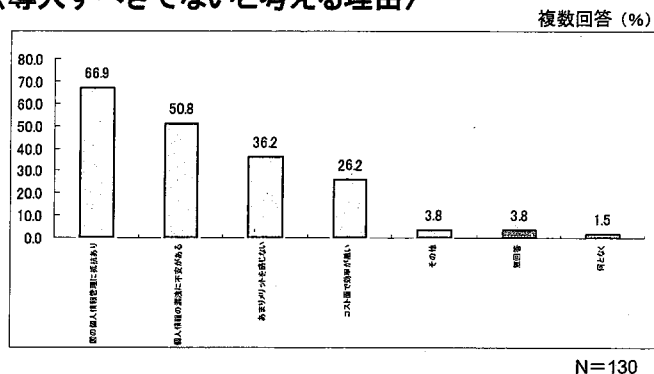
7. 番号制度に対する考え方②

〈導入すべきであるとする理由〉



導入すべきであるとする理由としては、「課税の公平性が保たれる」が78.3%、「行政等の手続きの簡素化が期待できる」が63.4%と高い。

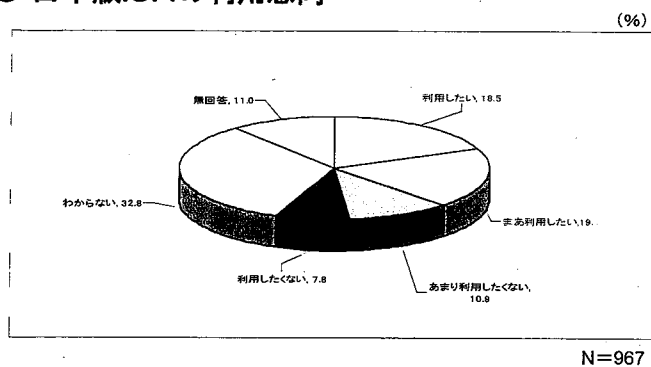
〈導入すべきでないと考える理由〉



導入すべきでないと考える理由としては、「個人情報情報が国に管理されることに抵抗がある」、「個人情報の漏洩に不安がある」の比率が高い。

8. 日本版ISAについて

○ 日本版ISAの利用意向



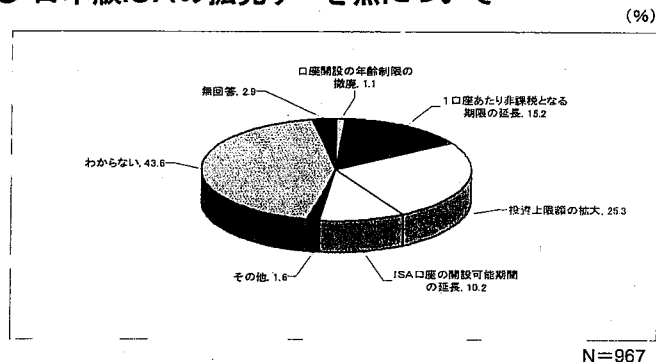
日本版ISAの利用意向については、「利用したい」、「まあ利用したい」(合計37.6%)が「利用したくない」、「あまり利用したくない」(合計18.7%)を上回る。

【昨年調査】

「利用したい」、「まあ利用したい」合計・・・43.5%

「利用したくない」、「あまり利用したくない」合計・・・17.6%

○ 日本版ISAの拡充すべき点について



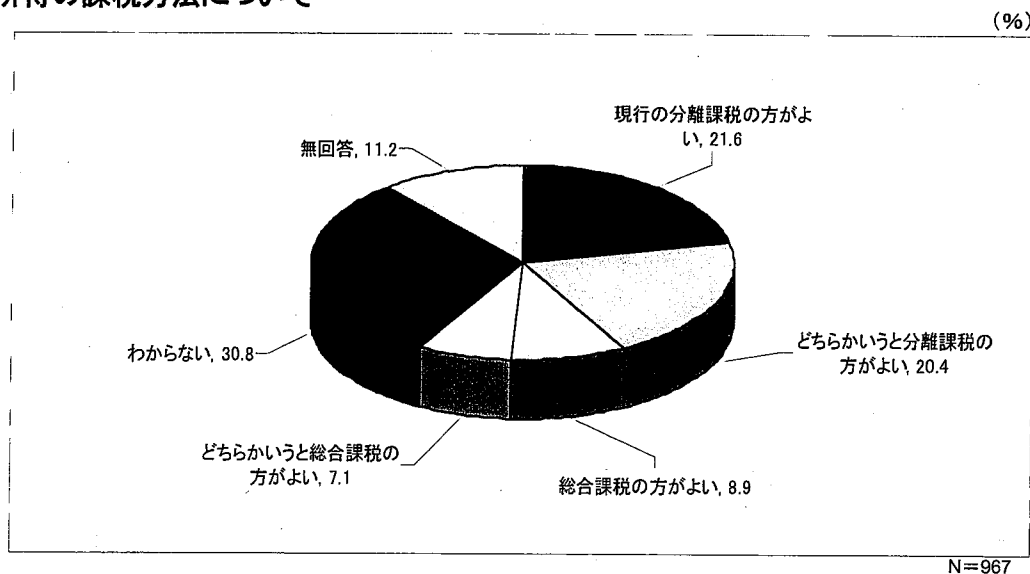
日本版ISAの今後拡充すべき点としては、「投資上限額の拡大」(25.3%)が最も高く、「1口座あたりの非課税となる期限の延長」(15.2%)、「ISA口座の開設可能期間の延長」(10.2%)と続く。

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

8

9. 金融所得の課税方法について①

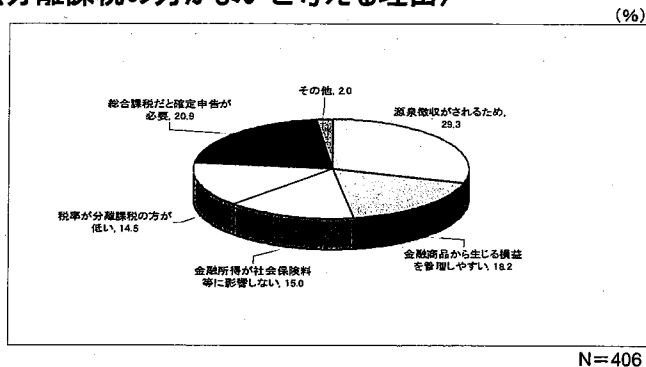
○ 金融所得の課税方法について



金融所得の課税方法について、「現行の分離課税の方がよい」、「どちらかというと分離課税の方がよい」(合計42.0%)が「総合課税の方がよい」、「どちらかというと総合課税の方がよい」(合計16.0%)を上回る。

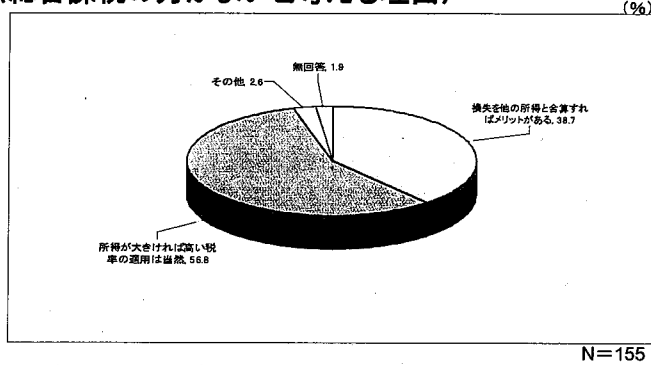
10. 金融所得の課税方法について②

〈分離課税の方がよいと考える理由〉



分離課税の方がよいと考える理由としては、「源泉徴収がされるため」(29.3%)が最も多く、「総合課税だと確定申告が必要」(20.9%)、「損益を管理しやすい」(18.2%)と続く。

〈総合課税の方がよいと考える理由〉

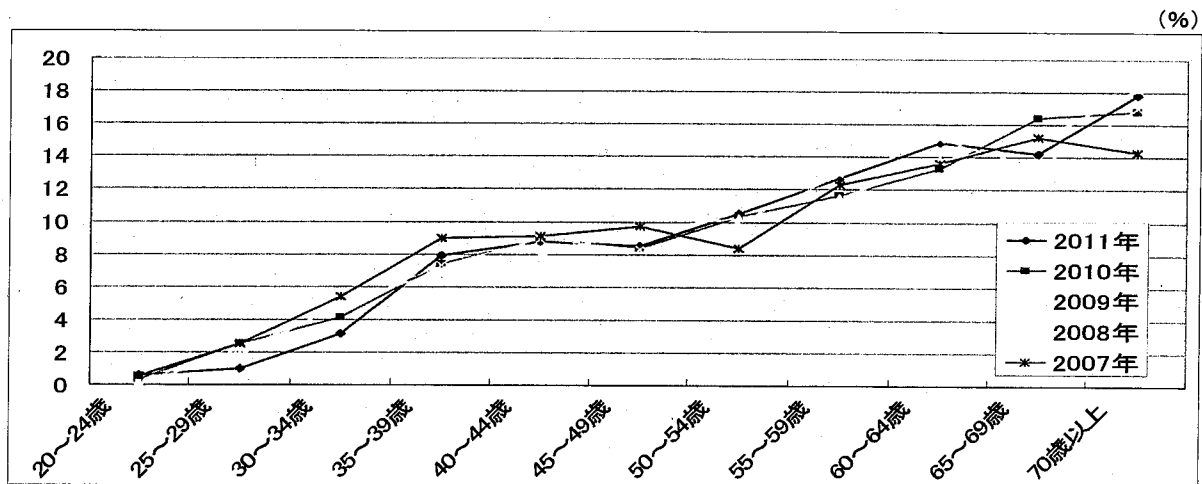


総合課税の方がよいと考える理由としては、「所得が大きければ高い税率は当然」の比率が高い。

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 10

【参考】

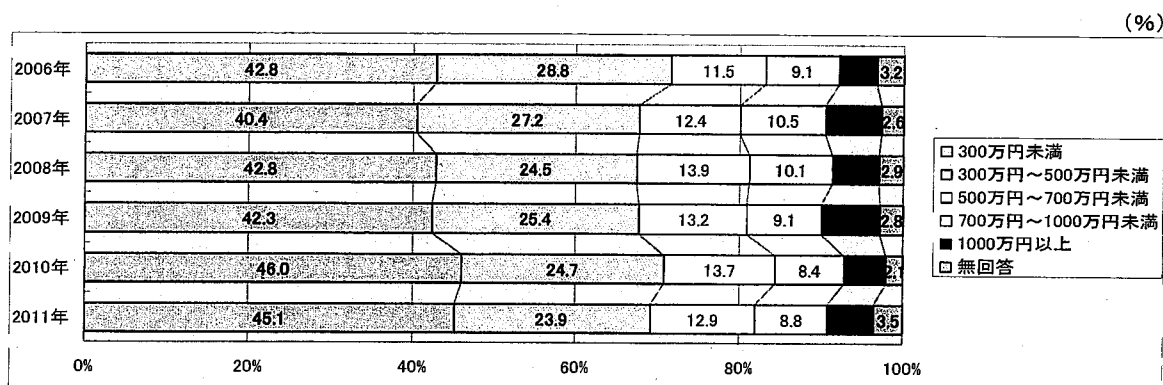
○ 個人投資家(回答者)の年齢層の推移



(%)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
2007年	0.5	2.5	5.4	9	9.1	9.7	8.4	12.3	13.6	15.2	14.3
2008年	0.1	2.2	4.7	7.3	8.9	8.3	10	12.9	15.1	13.4	17
2009年	0.1	1.8	5.0	6.9	7.9	9.5	10.2	11.5	13.8	15.0	18.2
2010年	0.3	2.5	4.1	7.4	8.9	8.4	10.3	11.6	13.3	16.4	16.8
2011年	0.6	1	3.1	7.9	8.8	8.5	10.5	12.7	14.9	14.2	17.8

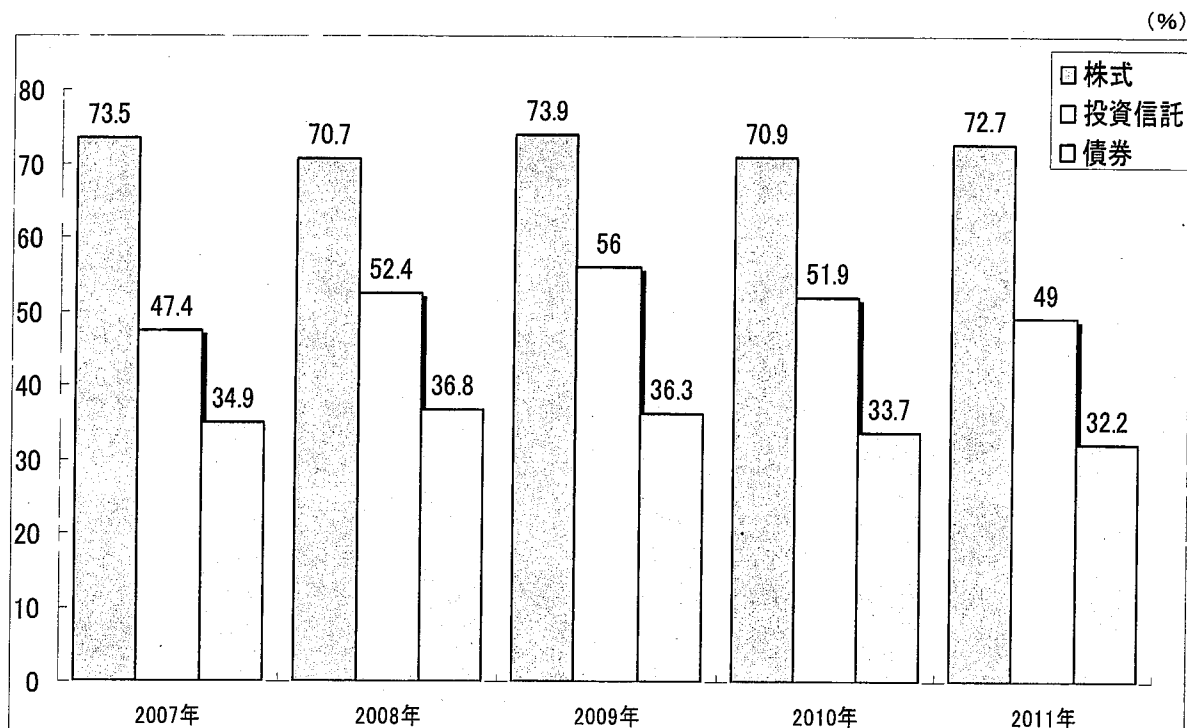
○ 個人投資家の年収の推移



(%)

	300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～700万円未満	700万円～1000万円未満	1000万円以上	無回答
2006年	42.8	28.8	11.5	9.1	4.7	3.2
2007年	40.4	27.2	12.4	10.5	6.9	2.6
2008年	42.8	24.5	13.9	10.1	5.8	2.9
2009年	42.3	25.4	13.2	9.1	7.2	2.8
2010年	46.0	24.7	13.7	8.4	5.1	2.1
2011年	45.1	23.9	12.9	8.8	5.7	3.5

○ 証券の保有状況の推移





日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

特定口座に係る調査 報告書

2011/10/18

日本証券業協会

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.



特定口座に係る調査 報告書

Contents

- 1 章 調査概要
- 2 章 調査結果の概要
- 3 章 調査結果

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

特定口座に係る調査 報告書

1章 調査概要

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1 調査概要

- **調査目的** 特定口座に係る個人投資者のニーズ等を把握し、今後の周知や税制改正要望に活用するため。
- **調査対象** 現在、証券会社、登録金融機関等に取引口座を開設し、上場株式又は公募株式投資信託に投資したことがある全国の個人投資者(20～60代)
- **調査方法** 調査会社保有のインターネットパネルを用いたインターネット調査
- **調査日程** 2011年9月10日(土)～12日(月)
- **対象者設定の考え方**

全国の人口分布に基づく年齢や男女の比率を反映させ、偏りのないものとするため、地域ブロック(5エリア)×性・年齢別(10属性)を住民基本台帳の構成比に合う形になるように事前調査を実施。事前調査ベースで母集団人口構成比を反映させているため、回収ベースはその中での調査対象条件該当者比率を反映したものとしている。

有効回収サンプルの分布 (%)	男性							女性						
	全 体	20代	30代	40代	50代	60代	小 計	20代	30代	40代	50代	60代	小 計	
全 体	100.0	8.3	14.1	13.3	12.8	19.5	68.1	1.7	4.8	7.1	9.0	11.2	33.9	
北海道・東北	8.2	0.4	1.1	0.9	1.3	2.1	5.8	0.1	0.5	0.6	0.7	0.6	2.4	
関東	37.3	2.0	5.4	5.3	4.7	7.1	24.6	0.7	1.6	2.4	3.0	5.0	12.7	
中部	17.2	1.3	2.8	2.1	2.2	3.2	11.5	0.2	1.0	1.1	2.0	1.4	5.7	
近畿	19.8	1.7	2.5	2.6	2.0	3.7	12.5	0.4	1.0	1.7	1.3	2.9	7.3	
中国・四国・九州	17.6	0.8	2.4	2.4	2.7	3.4	11.8	0.3	0.8	1.4	2.0	1.3	5.8	

■ **有効回収数** 2,085s

■ **調査実施機関** 株式会社日本リサーチセンター

特定口座に係る調査 報告書

2章 調査結果の概要

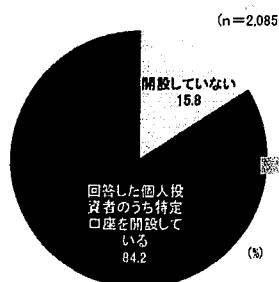
© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

2-1 調査結果の概要

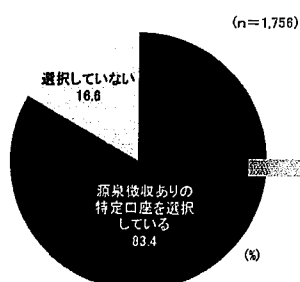
■ 特定口座の開設状況等

本件調査に回答した個人投資者の多くが、特定口座を開設しており(84.2%)、さらに、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している(特定口座開設者のうち、83.4%)。選択した理由としては、「確定申告を不要にできるから」が最も多かった(78.6%)。

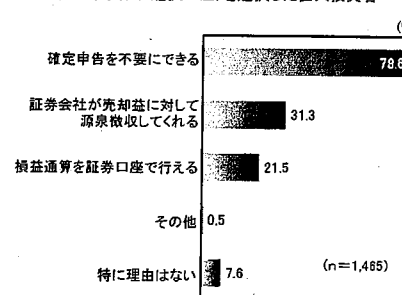
特定口座開設の有無(問1より算出)



特定口座における源泉徴収の有無(問3より算出)
【特定口座開設者ベース】



問4. 源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した理由(複数回答可)
【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

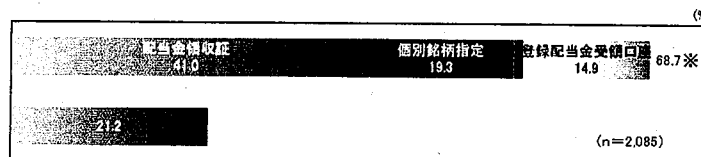


一方で、証券会社等の取引口座で上場株式の配当金を受領している個人投資者は多くはなく、その多くが銀行の窓口で受領する方法等により配当を受領している。

上場株式の配当金の受領方法(問2より算出)

証券会社の取引口座以外で受領

証券会社の取引口座で受領(株式数等比例配分方式)

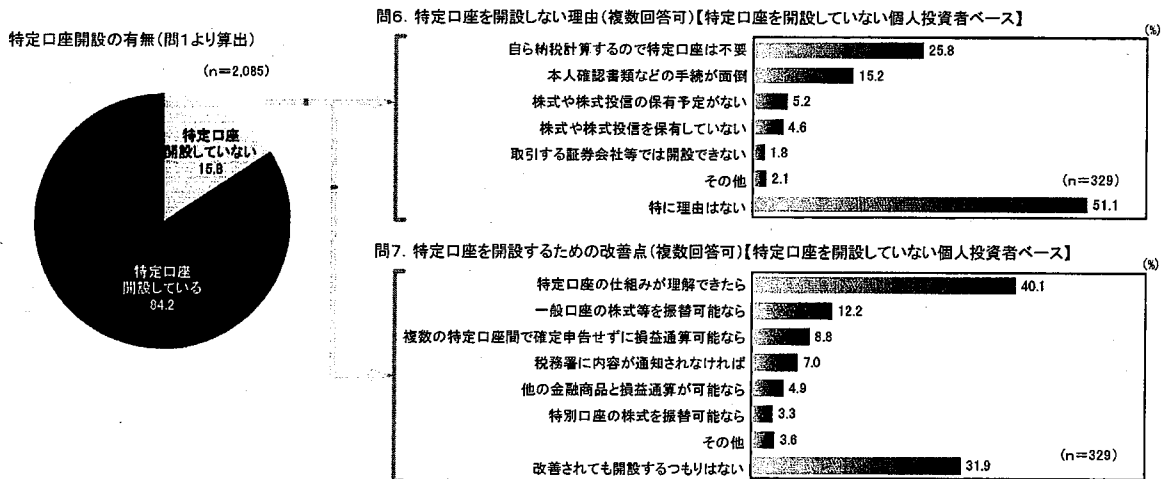


※ 証券会社の取引口座以外で受領のグラフ内に記載した「配当金領収証(41.0%)」「個別銘柄指定(19.3%)」「登録配当金受領口座(14.9%)」の比率は、複数回答可の設問のため、それぞれの比率を合算しても、合計値(68.7%)と一致しない。

2.2 調査結果の概要

■特定口座を開設しない理由等について

- ・最も多く回答したのは、「特に理由はない」であるが(51.1%)、次に多かったのは、「自ら納税計算するの
で不要」であった(25.8%)。
- ・一方で、特定口座制度の改善点としては、「特定口座の仕組みが理解できたら」が最多の回答であった
(40.1%)。なお、「改善されても開設するつもりはない」という回答も多かった(31.9%)。



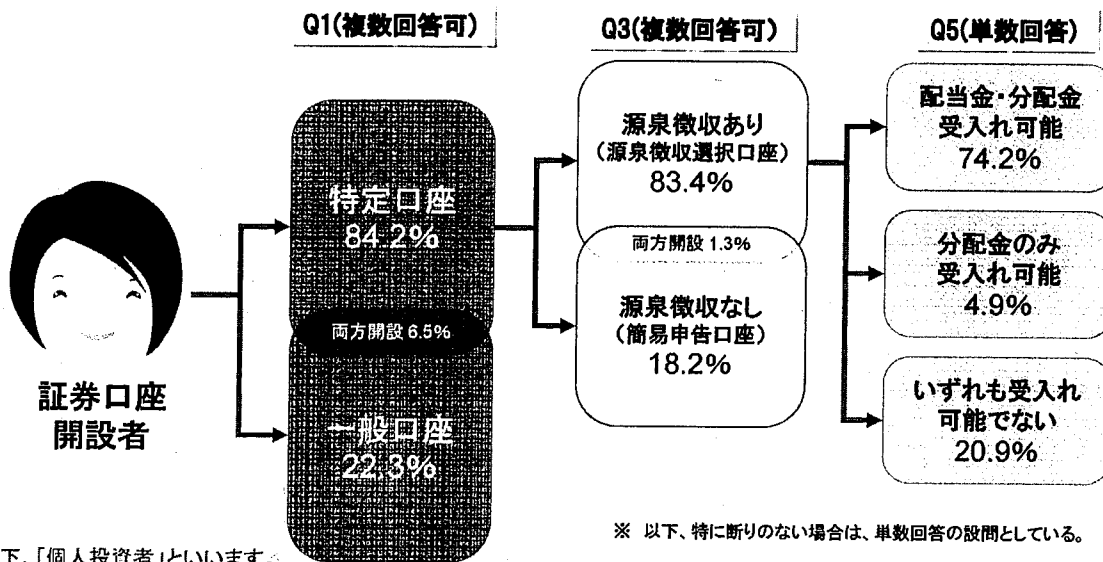
- ・特定口座制度は、個人投資者に広く浸透しているといえる。
- ・一方、今後の課題として、「まだ特定口座制度を理解していない個人投資者に対して、より制度の普及・啓発を行っていくべき」という点が挙げられる。

特定口座に係る調査 報告書

3章 調査結果

3-1 特定口座等の開設状況

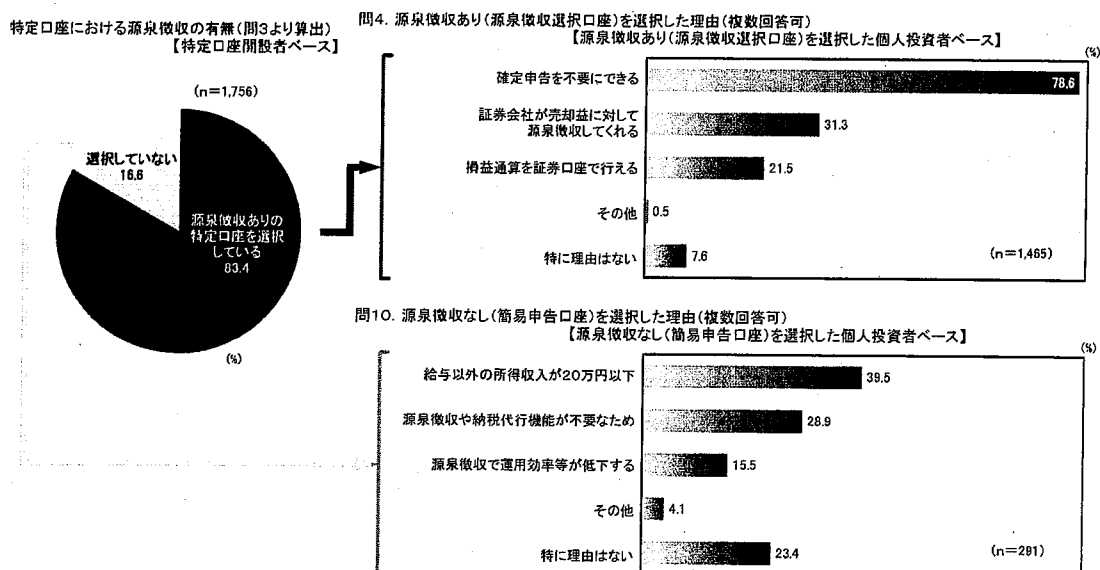
- ・現在、証券会社等取引口座を開設し、上場株式又は公募株式投資信託に投資したことがある個人投資者※のうち、特定口座を開設している個人投資者は、84.2%と非常に高い割合である。
- ・特定口座開設者のうち、源泉徴収選択口座を選択している個人投資者が83.4%である。さらに、その個人投資者のうち、配当金・分配金を受入れ可能な個人投資者は74.2%である。
- ✓特定口座及び源泉徴収選択口座は、個人投資者に広く浸透しているといえる。



※以下、「個人投資者」といいます。

3-2 源泉徴収選択口座の選択とその選択理由

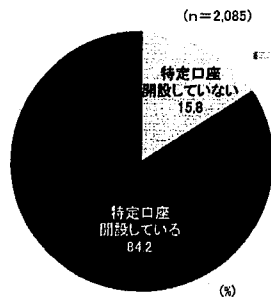
- ・特定口座開設者が源泉徴収選択口座を選択した理由は、「確定申告を不要にできる」が78.6%で突出している。
- ・特定口座開設者が源泉徴収選択口座を選択しなかった理由は、「売買益や配当金等が20万円以下のため」が39.5%と最も高く、「損益計算の代行のみを利用したい」が28.9%で次ぐ。「特に理由はない」も23.4%と比較的高い。
- ✓源泉徴収選択口座の選択の有無は、確定申告が必要か否かによる影響が強い。



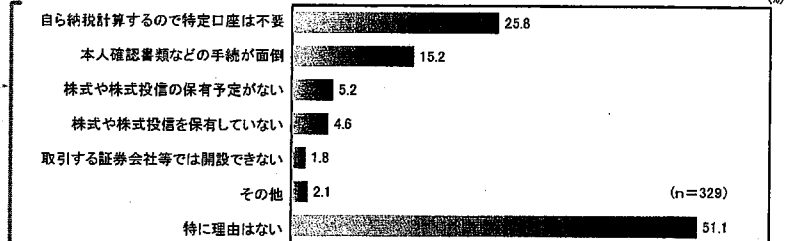
3.3 特定口座を開設しない理由と改善点

- ・特定口座を開設しない個人投資者が特定口座を開設しない理由は、「特に理由はない」が51.1%を占め、最も高い。
- ・特定口座を開設しない個人投資者が特定口座を開設するために必要な改善点として、40.1%が「特定口座の仕組みが複雑でよく分からないため、その内容が理解できれば、特定口座を開設したい。」と回答している。
- ✓特定口座のより一層の普及には、特定口座の仕組みを理解させることが必要といえる。

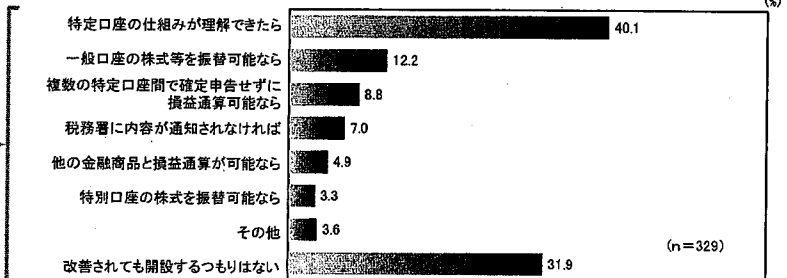
特定口座開設の有無(問1より算出)



問6. 特定口座を開設しない理由(複数回答可)【特定口座を開設していない個人投資者ベース】



問7. 特定口座を開設するための改善点(複数回答可)【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

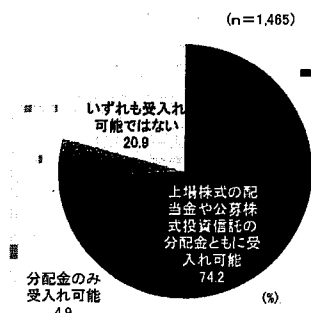


3.4 配当金・分配金の受入れ可否とその理由

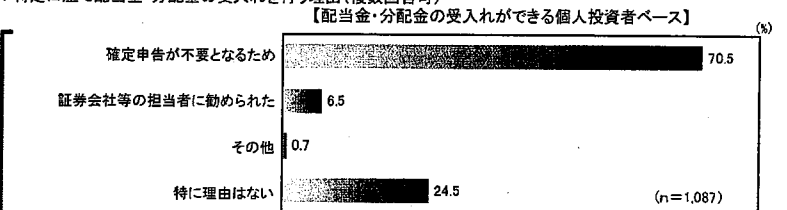
特定口座(源泉徴収選択口座)での配当金・分配金の受入れについて

- ・配当金・分配金の受入れを行わない理由は「証券会社等の取引口座で配当金を受領したくない(預金口座や窓口で受領したい)」が19.3%と高く、一方で、「特に理由はない」は52.6%と半数を超える。
- ・配当金・分配金の受入れを行う理由は「確定申告が不要になる」が70.5%で突出している。

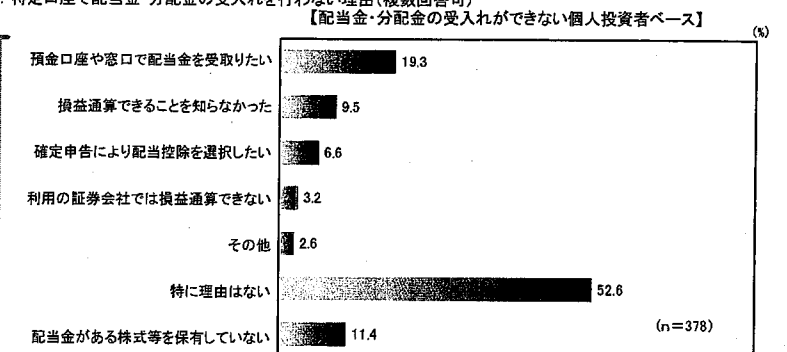
特定口座での配当金・分配金の受入れ可否(複数回答可)
【源泉徴収ありの特定口座開設者ベース】



問8. 特定口座で配当金・分配金の受入れを行う理由(複数回答可)



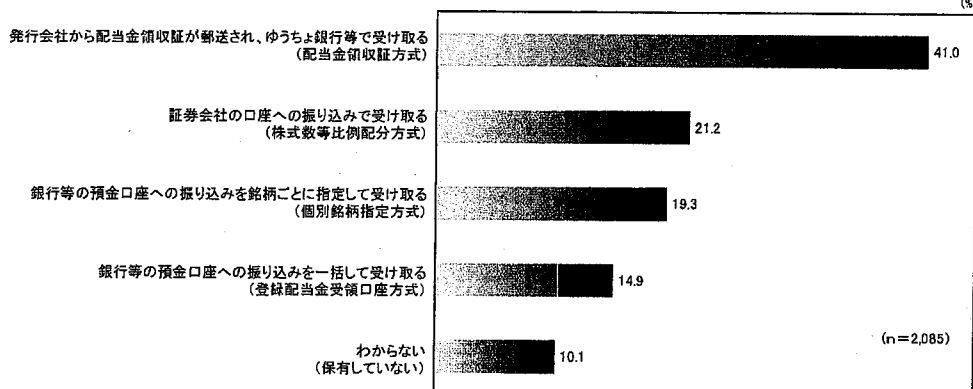
問9. 特定口座で配当金・分配金の受入れを行わない理由(複数回答可)



3-5 配当金の受領方法

- ・個人投資者の上場株式の配当金の受領方法は「配当金領収証方式」が41.0%で最も高く、「株式数等比例配分方式」が21.2%、「個別銘柄指定方式」が19.3%と、2割前後で続く。

問2. 上場株式の配当金の受領方法(複数回答可)



3-6 特定口座に関する認知①

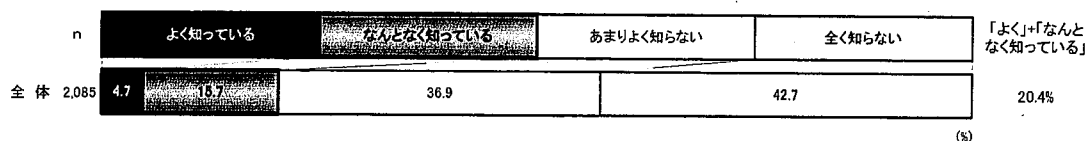
※以下の頁は全て個人投資者全体ベースである。

- ・「1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないこと」の認知度については、「よく知っている」が23.6%、「なんとなく知っている」(35.4%)を加算した認知度は59.0%であり、比較的高い。
- ・「特別口座開設者は、配当金の受領方法として『株式数等比例配分方式を選べないこと』」の認知度は、「よく知っている」が4.7%、「なんとなく知っている」(15.7%)を加算した認知度は20.4%である。

問15. 1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことの認知(単数回答)



問14. 特別口座で上場株式を保有している場合、配当金の受取方法は「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式」を選択できないことの認知(単数回答)



3.6 特定口座に関する認知②

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算で

- ・「同一銘柄の取得日は先入先出法によること※1」の認知度は「よく知っている」が9.9%、「なんとなく知っている」(27.9%)を加算した認知度は37.8%である。
- ・「取得価額は総平均法に準ずる方法によること※2」の認知度は、「よく知っている」が11.9%で、「なんとなく知っている」(31.1%)を加算した認知度は43.0%を占める。

問11. 売却時の譲渡損益の計算で同一銘柄の取得日は先入先出法の認知(単数回答)

n	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	「よく」+「なんとなく知っている」
全体 2,085	9.9	27.9	36.9	25.2	37.8

(%)

問12. 売却時の譲渡損益の計算で取得価額は総平均法に準ずる方法の認知(単数回答)

n	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	「よく」+「なんとなく知っている」
全体 2,085	11.9	31.1	34.3	22.6	43.0

(%)

※1 「先入先出法」とは、先に取得したものから売却されたものとして取り扱う方法。

※2 「総平均法に準ずる方法」とは、上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法。

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 14

3.6 特定口座に関する認知③

- ・特定口座内で損益通算させるための条件は、「よく知っている」が9.5%、「なんとなく知っている」(28.2%)を加算した認知度は37.7%である。
- ・複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、損益通算するときに確定申告が必要なことの認知度は「よく知っている」が18.2%、「なんとなく知っている」(31.2%)を足した認知度は49.4%である。
- ・証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、損失を繰り越すには確定申告が必要なことは「よく知っている」が27.6%、「なんとなく知っている」(30.8%)を足した認知度は58.4%である。

問13. 特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算させるための条件(①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある)の認知(単数回答)

n	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	「よく」+「なんとなく知っている」
全体 2,085	9.5	28.2	38.3	24.0	37.7

(%)

問16. 複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、売却時の損益を通算するときは確定申告が必要なことの認知(単数回答)

n	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	「よく」+「なんとなく知っている」
全体 2,085	18.2	31.2	31.1	19.5	49.4

(%)

問17. 証券会社等に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、年間通算で損失となった場合で、損失を繰り越すとき確定申告が必要なことの認知(単数回答)

n	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	「よく」+「なんとなく知っている」
全体 2,085	27.6	30.8	25.5	16.2	58.4

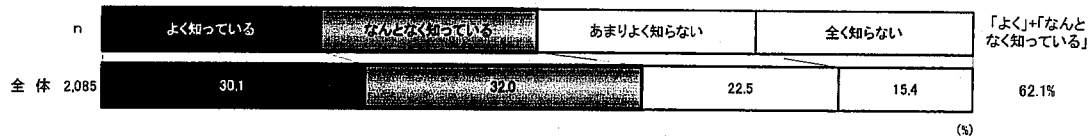
(%)

© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 15

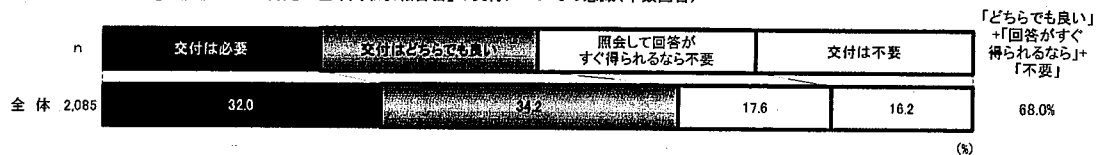
3-6 特定口座に関する認知④

- 年間を通じて売買や配当金・分配金の受入れがない場合でも「特定口座年間取引報告書」が交付されることの認知度は「よく知っている」が30.1%、「なんとなく知っている」(32.0%)を加算した認知度は62.1%と比較的高い。
- その必要性については、「交付は必要」が32.0%であり、それ以外の68.0%は交付が必要とは考えていない(「どちらでも良い」が34.2%、不要計「条件付不要+不要」が33.8%)。

問18-1. 証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であってもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることの認知(単数回答)



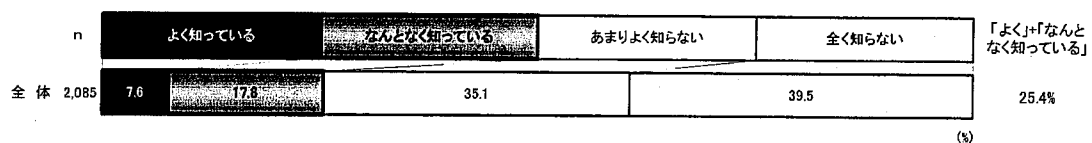
問18-2. すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についての意識(単数回答)



3-6 特定口座に関する認知⑤

- 「特定口座のみなし廃止制度」の認知度は「よく知っている」が7.6%、「なんとなく知っている」(17.8%)を加算した認知度は25.4%であり、あまり認知されていない。
- 上記制度により廃止されることの利便性については、「不便」が51.6%であり、「特段気にならない」の48.4%と拮抗している。

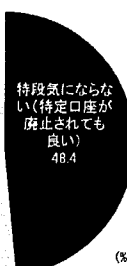
問19-1. 証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止されることの認知(単数回答)



問19-2. 法令により特定口座が廃止されることについての意識(単数回答)

(n=2,085)

不便(証券口座が閉鎖されないのに特定口座が廃止されるのは不便)
51.6

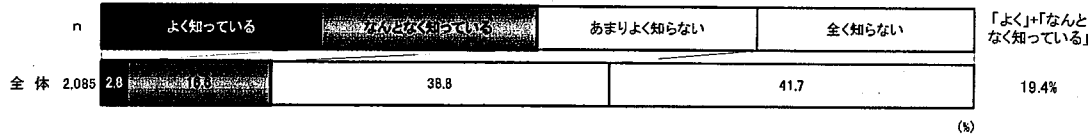


3-6 特定口座に関する認知⑥



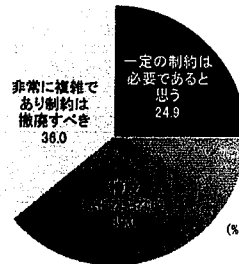
- ・相続や贈与の際の一定の制約※の認知度は「よく知っている」が2.8%、「なんとなく知っている」(16.6%)を加算した認知度は19.4%と比較的低い。
- ・一定の制約の要否については、「一定の制約は必要であると思う」(24.9%)よりも「制約は撤廃すべき」(36.0%)の方が高い。一方で、「特段気にならない」も39.0%と高い。

問20-1. 親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約があることの認知(単数回答)



問20-2. 一定の制約があることについての意識(単数回答)

(n=2,085)



※「一定の制約」の例

- 叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式であるA銘柄を2株保有しており、贈与を受ける者が特定口座で既に当該A銘柄を保有しているときには、贈与を受ける者は2株すべてを特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。
- 父親が一般口座で上場株式であるB銘柄を保有し、相続などにより、相続する者が特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有するB銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ、特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有するB銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です)。

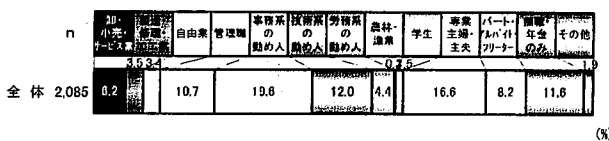
© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 18

3-7 回答者属性①

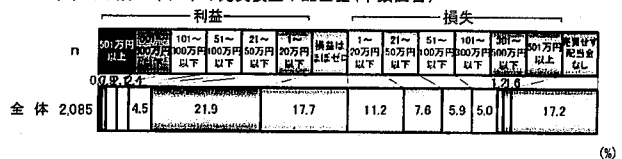


- ・主な収入源は、「給与所得」が59.5%と多くを占め、次いで、「年金・恩給」が16.1%、「事業所得」が6.6%である。年収は、「500万円未満」が6割を超える。昨年中の累計売買額は、「昨年中は売買していない」が38.9%、「50万円未満」が20.9%を占める。現在保有している上場株式や公募株式投資信託の総額は、「10万円未満」～「300万円未満」を合計すると56.8%で、「現在保有していない」が9.2%である。

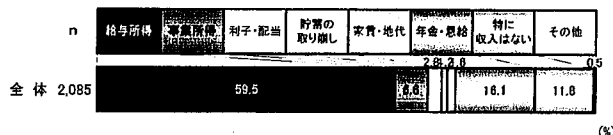
F1 職業(単数回答)



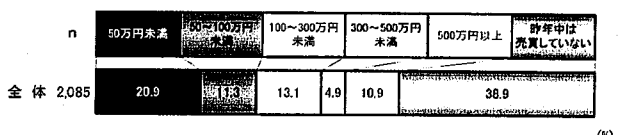
F4 昨年<平成22年>中の売買損益や配当金(単数回答)



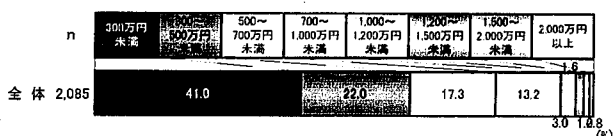
F2 主な収入源(単数回答)



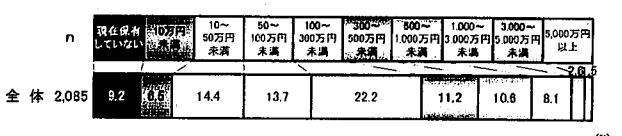
F5 昨年<平成22年>中の累計売買額(単数回答)



F3 年収(単数回答)



F6 現在保有している上場株式や公募株式投資信託の総額(単数回答)



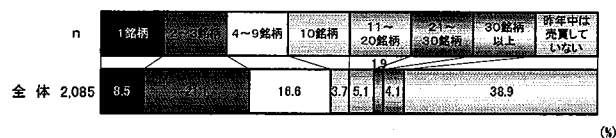
© 2011 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 19

3-8 回答者属性②

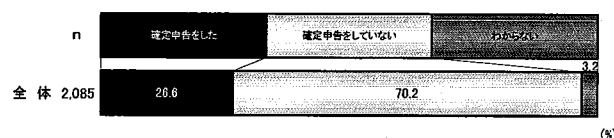


- 現在開設している証券口座は、「証券会社」に開設している人が94.8%とほとんどを占める。株式等の投資方針は、「概ね長期保有、値上がり益あれば売却」が45.8%で最も多い。
- 特定口座開設者のうち、「特定口座を1社のみ開設」しているのは53.3%で、残りの46.7%は「特定口座を2社以上に開設」している。

F7 昨年<平成22年>中に売買した銘柄数(単数回答)



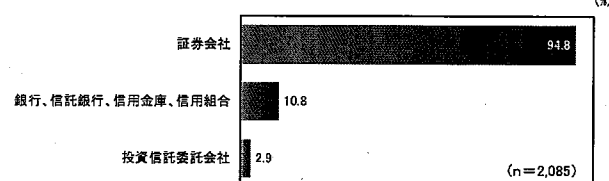
F10 昨年<平成22年>分の証券投資に係る確定申告(単数回答)



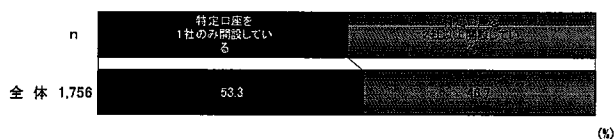
F8 株式等の投資方針(単数回答)



F11 現在開設している証券口座(複数回答可)



F9 特定口座数(単数回答)【特定口座開設者ベース】



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

特定口座に係る調査 報告書

2011/10/18

日本証券業協会